

1 共同利用計画書について

(1) 制度概要

本県では国が示すガイドラインに基づき愛知県外来医療計画を策定し、地域の医療資源を可視化し、医療機器の共同利用を推進することで地域の医療資源を効率的に活用することを目指している。

対象医療機器（後述）を設置した医療機関に対しては機器の設置届を提出する際（機器設置後 10 日以内）に同時に共同利用計画書を提出することを求め、提出のあった共同利用計画書について地域医療構想推進委員会で報告することとしている。

(2) 対象機器

CT、MRI、PET、リニアック、ガンマナイフ、マンモグラフィ

(3) 対象機関

令和 3 年 4 月 1 日以降に上記対象医療機器を新たに設置（更新含む）する全ての病院、診療所（歯科を除く）。令和 7 年度の提出はなし。

2 稼働状況報告について

(1) 制度概要

愛知県外来医療計画において、地域の医療資源を可視化する観点から、対象医療機器の前年度における稼働状況について、毎年度県への報告を求めることとしている。

(2) 対象機器

CT、MRI、PET、リニアック、ガンマナイフ、マンモグラフィ

(3) 対象機関

令和 5 年 4 月 1 日以降に対象機器を新規購入し、共同利用計画書を提出した医療機関

(4) 報告方法

ア 外来機能報告対象機関（病院、有床診療所等）

外来機能報告期間（10 月 1 日から 11 月 30 日）に外来機能報告によって対象機器の稼働状況を報告する。（共同利用の有無については確認できない。）

イ 外来機能報告非対象機関

保健所が別途定める時期に稼働状況報告書を保健所へ提出する。

(5) 当構想区域における共同利用実績

ア 管内の報告対象機関

泌尿器科おぐろクリニック

イ 件数

利用件数 102 件（共同利用実績なし）

（前年度の稼働状況が報告対象となるが、機器の設置届の提出が R6. 10. 1 のため R6. 10. 1～R7. 3. 31 の実績を計上）

(6) 備考

国は、外来機能報告の報告項目については制度の運用状況を踏まえながら引き続き検討することとしているため、来年度以降の本県での取り扱いについても国の動向を踏まえながら検討していく。

医療機関から報告のあった医療機器の稼働状況については地域医療構想推進委員会で確認後、県ホームページ上に公開する。